

国民健康保険運営方針に基づく取組みの進捗について (国民健康保険税(料)水準の統一に関する市町村との協議経過)

1 国民健康保険運営方針(中間改定版)における保険税(料)水準の統一について

- 国民健康保険運営方針(中間改定版)
第3章 8 保険税(料)水準の統一に向けた議論

将来的な保険税(料)水準の統一を視野に、本方針に定める医療費適正化や収納率向上の取組みを一層推進するとともに、本県における統一の範囲、目標年次、前提条件等の具体的な事項について、県と市町村による議論を深め、次期運営方針に議論の結果を反映する。

⇒ 今年度、保険税(料)水準の統一について県と市町村の担当者級で協議するため、県と各地域を代表する9つの市町村とで構成する作業部会(財政運営安定化部会)を新たに設置し、議論を開始した。

2 国民健康保険法の改正について

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」第6条の規定による国民健康保険法の改正



都道府県国民健康保険運営方針の必須記載事項として「保険料水準の平準化に関する事項」が追加(令和6年4月1日施行)

⇒ 保険税(料)水準の統一が、実質的に法律上義務付けされることとなった。

3 市町村との協議経過

日時	会議名称	備考
3年5月19日	第1回財政運営安定化部会	
7月14日	第2回財政運営安定化部会	
9月27日	第3回財政運営安定化部会	
10月14日	事務レベル検討会	県内全市町村の担当者級会議
11月24日	国民健康保険連絡調整会議	県内全市町村の課長級会議
4年1月14日	第4回財政運営安定化部会	

4 市町村との協議結果

(1) 国保連絡調整会議（国保主管課課長級会議）にて合意した事項

○ 本県における保険税（料）水準統一の理念

保険税（料）水準を統一し、将来予想される保険税（料）負担の上昇を平準化することで、県内市町村における国保財政運営の安定化を図り、本県の国民健康保険制度を将来にわたって持続可能なものとすることを目指す。

○ 保険税（料）水準の統一の定義

当面の間「納付金ベースの統一*」を目指すこととし、「税率の完全統一」については将来的な検討課題とする。

※ 納付金ベースの統一とは

各市町村の納付金算定において、現在納付金にそのまま反映している市町村ごとの医療費水準を反映しないものとする（=医療費分の相互扶助の実現）。

この場合、税（料）率については、保健事業等に係る費用、収納率、剰余金や基金残高等を踏まえ、市町村独自に決定することができる。

(2) 今後協議していく事項

○ 保険税（料）水準の統一（納付金ベースの統一）の目標年次について

「次期運営方針の対象期間内である令和7年度から11年度にかけて段階的に納付金ベースの統一を進める」との県提案に対し、「11年度とするのは期間として短く、負担増となる市町村にとって変化が急激になる懸念がある」との意見があり、継続して意見調整していく。

○ 保険税（料）水準の統一に伴う負担増の緩和等について

保険税（料）水準の統一を進めていくにあたり、被保険者の負担の急激な変化を緩和するための措置、及び市町村間の医療費水準の格差を縮小していくための措置について、内容を調整していく。